

以下のいずれかの標札が付される危険物をコンテナに収納して運送する場合、荷送人等は、船積み前に危険物コンテナ収納検査を受けなければなりません。なお、同危険物を少量危険物として運送する場合に標札は付しませんが、危険物コンテナ収納検査は免除されません。

火薬類						
	等級 1.1	等級 1.2	等級 1.3	等級 1.4	等級 1.5	等級 1.6
高圧ガス				等級 2.1	等級 2.2	等級 2.3
引火性液体類		引火点が摂氏 23 度未満のもの				等級 3
	等級 3	及び		等級 3	及び	
	等級 3	副次危険性	等級 6.1	等級 3	副次危険性	等級 8
	引火点が摂氏 23 度以上 60 度以下のものであって、副次危険性として毒性（等級 6.1）又は腐食性（等級 8）を有するもの					
有機過酸化物		等級 5.2				
毒物		液体又は気体のものであって、容器等級が I 又は II のもの				等級 6.1
放射性物質等		第一類		第二類		第三類
				L 型輸送物に該当するもの		※ 標札の貼付は義務付けられていない
腐食性物質		等級 8	及び		副次危険性	等級 3
	等級 8			等級 8	及び	副次危険性
						等級 6.1

## 【参考】危険物コンテナ収納検査

### 【危規則第 112 条（収納検査）】

第 112 条 次の各号に掲げる危険物をコンテナ（4 側面が閉囲された構造のものに限る。）に収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長又は登録検査機関の検査を受けなければならない。

- 一 火薬類
- 二 高圧ガス
- 三 引火性液体類（引火点摂氏 23 度未満のもの及び引火点摂氏 23 度以上のものであって、副次危険性として毒性又は腐食性を有するもので、告示で定めるものに限る。）
- 四 有機過酸化物
- 五 毒物（液体又は気体のものであって、告示で定めるものに限る。）
- 六 放射性物質等
- 七 腐食性物質（副次危険性として引火性又は毒性を有するものであって、告示で定めるものに限る。）

2~7 (略)

### 【危告示第 25 条（収納検査を必要とする危険物）】

第 25 条 規則第 112 条第 1 項第三号の告示で定めるものは、副次危険性等級が 6.1 又は 8 の引火性液体とする。

2 規則第 112 条第 1 項第五号の告示で定めるものは、容器等級が I 又は II の毒物とする。

3 規則第 112 条第 1 項第七号の告示で定めるものは、副次危険性等級が 3 又は 6.1 の腐食性物質とする。